

教えて！土手内さん

2025年 11月号

～贈与は正しい知識と余裕をもって実行しましょう～

暦年贈与とは、1年間の贈与額が年間110万円以下であれば贈与税が非課税になる制度です。相続税を節税できる対策として広く知られていますが、令和 5年に税制改正が行われました。

～暦年贈与の改正～

- ・ 暦年贈与の相続財産への加算期間が、**相続開始3年前⇒相続開始7年前に延長。**
(令和 6年1月1日以降に贈与するものが対象。※経過措置あり。)
- ・ 改正の緩和措置として、延長された4年分(令和 6年1月1日～令和 9年12月31日)までの贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算しない。

この改正で暦年贈与の相続財産への加算期間が3年から7年へと延長となりましたが、経過措置が設けられており、**令和 6年1月1日以降の贈与については『贈与の時期』と『贈与者の相続開始日』によって、相続財産への加算対象期間が変動します。**

贈与の時期		加算対象期間
～ 令和 5年12月31日		相続開始前 3年間
令和 6年1月1日 ～	贈与者の相続開始日	
	令和 6年1月1日～ 令和 8年12月31日	相続開始前 3年間
	令和 9年1月1日～ 令和 12年12月31日	令和 6年1月1日 ～ 相続開始日
	令和 13年1月1日～	相続開始前 7年間

相続が発生する『3年前まで』だったのが、『7年前まで』に延長されるということは、相続税が増えることとなりますので、暦年贈与の相続税への節税効果が薄くなるということになります。

相続税対策としての贈与は計画的に行うようにしましょう。

なお、贈与税の基礎控除110万円に変更はありません。

贈与を行う際は、贈与契約書の作成、贈与税の納税などいくつか注意点がございますので、贈与をお考えの際には、担当者にご相談ください。



税理士法人
土手内総合事務所